

2023年9月向け  
1級FP技能士試験対策研修  
基礎編計算抜粋集（サンプル）  
（2019年5月～2023年1月）

ライフプラン P 3 4問

リスク P 7 11問

金融資産運用 P 18 22問

タックスプランニング P 37 9問

不動産 P 46 7問

相続 P 53 22問

1級FP技能士

益山真一

※一般社団法人金融財政事情研究会のFP技能士会員以外は、届出なく、問題を転用や転載することについて一定の制限がありますので、ご注意ください

©2023 SHINICHI MASUYAMA

## 過去問抜粋集の説明

基礎編知識抜粋集	最も得点がとりにくいとされる基礎編知識編も、一定の出題パターンがあり、複数回出題されているのは、科目ごとに20～30数パターンしかありません 2019年5月以降の過去問題のうち、複数回出題されているパターンの問題のみを抜粋し、合格に必要な範囲で詳細かつ簡潔にポイントを解説しています
基礎編計算抜粋集	合格のために確実に得点したい計算問題について、出題傾向、出題形式と必要な知識、テクニックの習得を目的とした抜粋問題集です 研修は直近の過去問題のうち重要度が高い問題を使って進行します
応用編穴埋め等抜粋集	穴埋め、誤部修正問題のうち、頻出テーマの過去問題を活用し、傾向と紛らわしい論点の整理の仕方、次に出題が予想されるポイントをピンポイントで解説します 対策を立てない受験者が多く、得点源として放置されがちな穴埋め・誤部修正について、一定の頻度で出題される問題を確実に得点するだけでなく、基礎編の得点力も養成します 研修は直近の過去問題のうち重要度が高い問題を使って進行します

### 応用編穴埋め等抜粋集・基礎編計算抜粋集、基礎編知識抜粋集の6大特徴

- 特徴1：過去問題の着眼点、キーワードに赤字を入れてあるため、どこが解くカギなのかが早く分かります
- 特徴2：正解の選択肢に下線を引いてあるため、どこが不適切、誤っているかを探すことに集中できます
- 特徴3：出題されている論点の周辺ポイントを👉で表示しています。  
通常の問題集では把握、整理しにくい、紛らわしい論点、ひっかけポイントを整理でき、過去問をアレンジした出題への対応力も高まります
- 特徴4：頻出の問題を複数解くことで、頻出問題の論点は似ていることを把握でき、出題頻度も体感できます
- 特徴5：多くの問題集が網羅性を重視するのに対して、基礎編の当抜粋集はレアな出題を捨て、複数回出題されている問題をテーマごとに絞り込み、整理し、学習の効率化を測り、学習時間の短縮効果を高め、得点すべき頻出問題を得点力の確度を高めます
- 特徴6：ひっかけポイント集を基礎編知識抜粋集、応用編穴埋め抜粋集等にも挿入しています

一緒に、目標を突破しましょう！

1級FP技能士 益山真一

## タックスプランニング

2022年9月

《問28》 Aさん（居住者）の2023年分の各種所得の収入金額等が下記のとおりであった場合の総所得金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

給与所得	勤務先から給与を受け取ったことによる所得 収入金額：850万円 給与所得控除額：195万円
譲渡所得	上場株式を譲渡したことによる所得 総収入金額：200万円 取得費・譲渡費用：260万円
不動産所得	賃貸アパートの経営による所得 総収入金額：200万円 必要経費：240万円 (当該所得を生ずべき土地の取得に要した負債の利子40万円を含んだ金額)
一時所得	生命保険（保険期間20年）の満期保険金を受け取ったことによる所得 総収入金額：1,100万円 収入を得るために支出した金額：1,000万円

- 1) 620万円
- 2) 640万円
- 3) 680万円
- 4) 705万円

## 解説

総所得金額は総合課税の対象となる所得金額で、設問の場合、上場株式の譲渡所得は対象外であり、設問の場合は損益通算もできません

給与所得 = 850万円 - 195万円 = 655万円

不動産所得 = 200万円 - 240万円 = ▲40万円

ただし、土地の取得に要した負債の利子40万円は損益通算できませんので、損益通算できる赤字はありません

一時所得 = 1,100万円 - 1,000万円 - 50万円 = 50万円

一時所得は損益通算後、1/2の金額を総所得金額に算入します

総所得金額 = 655万円 + 50万円 × 1/2 = 680万円

2022年1月

《問 27》 居住者である A さんの 2023 年分の各種所得の収入金額等が下記のとおりであった場合の総所得金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、A さんは青色申告を行っていないものとし、記載のない事項については考慮しないものとする。

事業所得	個人商店を営むことによる所得
	総収入金額 : 800 万円 必要経費 : 900 万円
不動産所得	賃貸アパートの経営による所得
	総収入金額 : 700 万円 必要経費 : 640 万円 (当該所得を生ずべき土地の取得に要した負債の利子 10 万円を含んだ金額)
一時所得	養老保険 (30 年満期) の満期保険金を受け取ったことによる所得
	総収入金額 : 500 万円 収入を得るために支出した金額 : 350 万円

- 1) 10 万円
- 2) 20 万円
- 3) 30 万円
- 4) 35 万円

### 解説

総所得金額は総合課税の対象となる所得金額で、設問の場合、全部総合課税の対象です

事業所得 = 800 万円 - 900 万円 = ▲100 万円

この赤字はまず経常所得グループ内で通算します

不動産所得 = 700 万円 - 640 万円 = 60 万円 (黒字なので土地等の取得に係る負債の利子はそのまま)

経常所得グループの所得 = ▲100 万円 + 60 万円 = ▲40 万円 この赤字は一時所得と通算します

一時所得 = 500 万円 - 350 万円 - 50 万円 = 100 万円

100 万円 - 40 万円 = 60 万円

損益通算後、1 / 2 の金額を総所得金額に算入します

総所得金額 = 60 万円 × 1 / 2 = 30 万円

2021年5月

《問27》居住者であるAさんの2023年分の各種所得の金額が下記のとおりであった場合の総所得金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとし、▲が付された所得金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。

	所得金額	備考
不動産所得	▲100万円	・不動産賃貸業を営むことによる所得 ・不動産所得の金額の計算上の必要経費に当該所得を生ずべき土地の取得に要した負債の利子20万円を含んだ金額
事業所得	50万円	・個人商店を営むことによる所得 ・青色申告特別控除後の金額
一時所得	180万円	・変額個人年金保険（終身年金）の解約返戻金を受け取ったことによる所得
雑所得	▲40万円	・外貨預金で為替差損が生じたことによる所得

- 1) 50万円
- 2) 55万円
- 3) 60万円
- 4) 75万円

#### 解説

総所得金額は総合課税の対象となる所得金額で、設問の場合、全部総合課税の対象です

不動産所得の損失100万円のうち、土地の取得に要した負債の利子20万円は損益通算できませんので、損益通算できる赤字は80万円です

この赤字はまず経常所得グループ内で通算します

雑所得の損失は損益通算できませんので、所得はゼロと扱います

経常所得グループの所得 = ▲80万円 + 50万円 = ▲30万円 この赤字は一時所得と通算します

180万円 - 30万円 = 150万円

一時所得は損益通算後、1/2の金額を総所得金額に算入します

総所得金額 = 150万円 × 1/2 = 75万円

2020年9月

《問27》 居住者であるAさんの2023年分の各種所得の収入金額等が下記のとおりであった場合の総所得金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんは青色申告を行っていないものとし、記載のない事項については考慮しないものとする。

事業所得	個人商店を営むことによる所得
	総収入金額 : 750万円 必要経費 : 830万円
不動産所得	賃貸アパートの経営による所得
	総収入金額 : 680万円 必要経費 : 620万円 (当該所得を生ずべき土地の取得に要した負債の利子20万円を含んだ金額)
譲渡所得	上場株式を譲渡したことによる所得
	総収入金額 : 290万円 取得費等 : 300万円
一時所得	変額個人年金保険(終身年金)の解約返戻金を受け取ったことによる所得
	総収入金額 : 320万円 収入を得るために支出した金額 : 200万円

- 1) 15万円
- 2) 20万円
- 3) 25万円
- 4) 35万円

### 解説

総所得金額は総合課税の対象となる所得金額で、設問の場合、上場株式の譲渡所得は対象外ですし、設問の場合には損益通算もできません

事業所得 = 750万円 - 830万円 = ▲80万円

この赤字はまず経常所得グループ内で通算します

不動産所得 = 680万円 - 620万円 = 60万円 (黒字なので土地等の取得に係る負債の利子はそのまま)

経常所得グループの所得 = ▲80万円 + 60万円 = ▲20万円 この赤字は一時所得と通算します

一時所得 = 320万円 - 200万円 - 50万円 = 70万円

70万円 - 20万円 = 50万円

一時所得は損益通算後、1/2の金額を総所得金額に算入します

総所得金額 = 50万円 × 1/2 = 25万円

2019年9月

《問 27》 居住者であるAさんの2023年分の各種所得の収入金額等が下記のとおりであった場合の総所得金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんは青色申告を行っていないものとし、記載のない事項については考慮しないものとする。

事業所得	個人商店を営むことによる所得
	総収入金額 : 620万円 必要経費 : 540万円
不動産所得	賃貸アパートの経営による所得
	総収入金額 : 500万円 必要経費 : 600万円 (土地等の取得に要した負債の利子は含まれていない)
譲渡所得	ゴルフ会員権 (所有期間15年) を譲渡したことによる所得
	総収入金額 : 300万円 取得費等 : 320万円
一時所得	変額個人年金保険 (終身年金) の解約返戻金を受け取ったことによる所得
	総収入金額 : 400万円 収入を得るために支出した金額 : 250万円

- 1) 10万円
- 2) 20万円
- 3) 30万円
- 4) 40万円

#### 解説

総所得金額は総合課税の対象となる所得金額で、設問の場合、全部総合課税の対象です

事業所得 = 620万円 - 540万円 = 80万円

不動産所得 = 500万円 - 600万円 = ▲100万円

この赤字はまず経常所得グループ内で通算します

経常所得グループの所得 = ▲100万円 + 80万円 = ▲20万円 この赤字は一時所得と通算します

ゴルフ会員権の譲渡所得の損失は損益通算できませんので、所得はゼロと扱います

一時所得 = 400万円 - 250万円 - 50万円 = 100万円

100万円 - 20万円 = 80万円

一時所得は損益通算後、1/2の金額を総所得金額に算入します

総所得金額 = 80万円 × 1/2 = 40万円